

新広域斎場建設候補地 公募要項

令和6年5月

山形市（市民生活部 市民課 新斎場整備推進室）

上山市（市民生活課）

山辺町（町民生活課）

1. はじめに

山形市の山形市斎場は昭和59(1984)年に竣工してから40年、上山市の上山市経塚斎場は昭和56年(1981)年に竣工してから42年が経過しており、施設・設備の老朽化、施設(諸室・駐車場)の不足や狭さ、高齢化の進展による火葬需要の増加への対応などの課題が生じています。また、山辺町には斎場が無いため、町民に対し火葬料補助として斎場使用料の一部を町が補助して近隣市町の斎場を使用しており、予約の取りづらさ、手続きの煩雑さが課題となっています。

このような課題に対応し、将来にわたり安定的に火葬業務を提供するために、2市1町(山形市、上山市、山辺町)の広域連携により、新広域斎場の建設に向け検討を進めており、「誰もがやさしさとやすらぎに包まれる利用者ニーズに配慮した斎場」を基本理念とした「新広域斎場整備基本構想」を令和6年3月に策定しました。

新広域斎場は、多様なニーズに対応した施設、景観と調和し環境に優しい施設、維持管理がしやすく効率的な運営ができる施設の整備を目指します。

この基本構想を踏まえ、新広域斎場建設用地の選定にあたっては、住民の皆様のご理解とご協力が大変重要であることから、公募を実施することとしました。

新広域斎場の建設は、2市1町にとって重要かつ緊急の課題であることをご理解いただき、多くの地域の皆様からご応募いただきますようお願い申し上げます。

2. 新広域斎場整備の基本方針

「新広域斎場整備基本構想」の詳細については、各自治体のホームページをご参照ください。
以下、新広域斎場整備の基本方針について、基本構想から抜粋しています。

(1)基本理念

誰もがやさしさとやすらぎに包まれる
利用者ニーズに配慮した斎場

(2)基本方針

基本方針1 多様なニーズに対応した施設

- ・将来の火葬需要に対応できる炉数と収容力を備えた施設
- ・ユニバーサルデザインなど誰もが快適に利用できる遺族や会葬者に配慮した施設
- ・プライバシーの保護に配慮した安心して利用できる施設

基本方針2 景観と調和し環境に優しい施設

- ・周辺環境と調和した施設
- ・環境負荷の低減に配慮した省エネルギーな施設
- ・災害時でも安全性が確保された施設

基本方針3 維持管理がしやすく効率的な運営ができる施設

- ・ライフサイクルマネジメントを考慮した維持管理や運営がしやすい施設

(3)施設の構成

施設の構成は、火葬（告別、火葬、事務ゾーン）、待合、外構部門に区分し、現斎場にある機能をそれぞれ導入する。これに加え、利用者ニーズに配慮し利便性の高い空間とするために、新しい機能であるキッズスペースや授乳室等の整備を検討する。

火葬部門	告別ゾーン エントランスホール、告別ホール、炉前ホール、収骨室等
	火葬ゾーン 炉室・炉機械室、機械室・制御室、霊安室、残灰・飛灰処理室、台車庫・倉庫等
	事務ゾーン 業者等控室、トイレ、事務室、休憩室、更衣室等
待合部門	待合ホール、待合室、売店等スペース、キッズスペース、授乳室、更衣室、トイレ（多目的を含む）、湯沸室、軽飲食コーナー等
外構部門	駐車場、車寄せ、緩衝帯等

3. 計画規模について

将来の年間最大火葬件数（令和21年推計値）	4,483件/年
将来の年間稼働日数	360日/年
火葬炉数	9~11基
駐車台数	70~80台
建物延床面積	3,300~4,000㎡
①建物用地	3,700~4,500㎡
②構内道路面積	4,000~4,500㎡
③駐車場面積	2,800~3,200㎡
④庭園部分面積	2,000~2,600㎡
⑤環境緑地等面積	19,500~24,200㎡
敷地面積合計(①~⑤)	32,000~39,000㎡
公募面積	概ね40,000㎡

※施設の規模については、地形、その他の状況により、変更となる場合があります。また、施設規模の詳細については、今後策定する基本計画の中で検討を行います。

4. 新広域斎場整備のスケジュール（予定）

R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
基本計画準備	基本計画策定									
建設用地選定・地元協議、用地交渉、用地取得				設計、建設・外構工事						開場
	測量・地質調査、埋文調査など									
	都市計画決定		造成設計 造成工事							

※新広域斎場の建設については、地元の皆様と協議をしながら進めてまいります。

5. 応募の要領

(1) 定義

この公募要項において、用語の定義は次のとおりとします。

- ①「建設候補地」とは、下記の応募条件に適合する場所又はその場所を確保可能な一定の地域のことをいいます。
- ②「建設用地」とは、建設候補地のうち、選定評価を経て代表者等と新広域斎場を建設することについて合意が得られた場所のことをいいます。

(2) 応募条件

山形市、上山市又は山辺町の行政区域内で、以下のいずれの条件にも適合している場所とします。

- ①概ね4.0ha（ヘクタール）の用地が確保できること。
(建物、駐車場等の施設配置が可能な長方形や正方形などのように、ある程度形が整っている土地が含まれていること。)
- ②山形市役所、上山市役所及び山辺町役場のそれぞれから自動車概ね30分圏内であること。
- ③応募する土地の全ての地権者から、建設用地とすることに同意が得られる見込みがあること。
- ④応募する土地が所在する自治会等から、建設用地とすることに同意が得られる見込みがあること。
(応募する土地が複数の自治会等にまたがる場合は、その全ての自治会等の同意が得られる見込みがあること。)
- ⑤暴力団員による不法な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員が所有する土地でないこと、及び本公募を開始した時点以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。

※上記の応募条件に適合していても、地理的条件や形状、法令等による土地利用規制及び周辺の整備状況等により建設用地とすることが困難な場合があります。

※必要な建設用地の面積については、地形や周辺の状況、今後の計画等により増減する場合があります。

※建設用地として決定した場合は、買取りを前提に協議します。また、建設する新広域斎場の稼働期限は設けないこととします。

※上記応募条件の「同意が得られる見込みがある」とは、応募に際して、反対の意思表示がされない状態や態度を言います。(応募する時点では、同意書の提出までは求めません。)

(3) 応募資格者

応募ができる者（以下「応募者」といいます。）は、山形市、上山市又は山辺町の行政区域内に応募しようとする土地があつて、次のいずれかに該当する方とします。

- ①建設候補地の代表者（自治会長等）
- ②建設候補地の土地所有者（個人・法人を含む。)

(4) 応募に必要な書類

本公募に関する資料及び必要書類の様式は、各自治体の担当課で配布するほか、各自治体のホームページよりダウンロードできます。

- ①「新広域斎場建設候補地」応募申込書（別紙様式1）
- ②建設候補地位置図（縮尺1:5,000～1:10,000程度で建設候補地の分かるもの）
提出部数は、上記の応募書類の正副各1部（副本はコピー可）
※副本は受け付け後に返却します。
※応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(5) 応募（募集）期間

令和6年5月20日（月）から令和6年7月19日（金）までとします。

受付時間：午前9時から午後5時まで ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

(6) 説明会の開催

本公募への応募を検討される方に対して、説明会の開催を随時受け付けます。

説明会の開催については、「新広域斎場建設候補地」応募説明会申込書（別紙様式2）により建設候補地が所在する下記自治体の担当課にご持参のうえお申し込みください。

説明会の開催期間：令和6年5月13日（月）から令和6年6月20日（木）まで

※開催希望日の10日前までに、建設候補地が所在する自治体の担当課にお申込みください。

※開催場所、開催周知については、申込者側で確保、準備をお願いします。

※開催日が決まりましたら、申込先自治体の担当課から申込者に電話でご連絡します。

※ご希望の日程での開催に沿えない場合があります。その際には、改めて日程の調整をお願いします。

(7) 応募書類等の提出先及びお問合せ窓口

本公募要項に添付の応募申込書に必要事項を記入し、建設候補地が所在する下記自治体の担当課に提出してください。

①提出先

山形市	山形市役所 市民生活部 市民課 新斎場整備推進室 所在地：山形市旅籠町二丁目3番25号 TEL：023-641-1212（内線242）
上山市	上山市役所 市民生活課 市民安全係 所在地：上山市河崎一丁目1番10号 TEL：023-672-1111（内線124）
山辺町	山辺町役場 町民生活課 生活環境係 所在地：山辺町緑ヶ丘5番地 TEL：023-667-1109（直通）

②提出方法

応募者本人又はその代理人が提出先に直接持参するものとします。

6. 選定方法

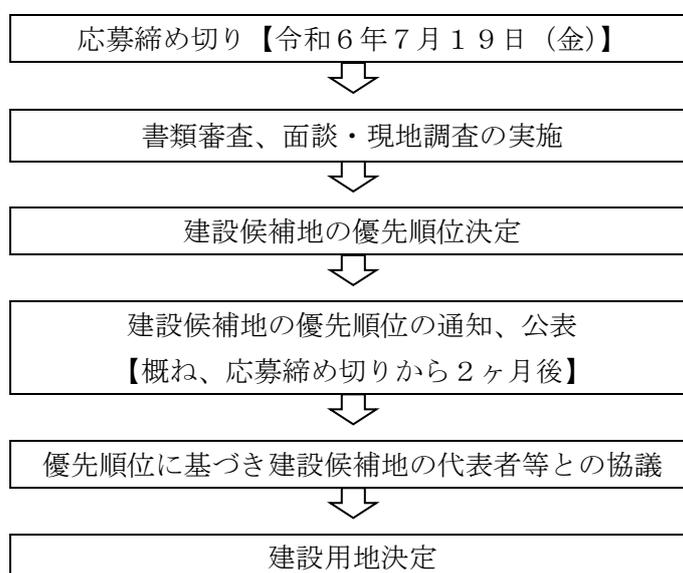
応募（募集）期間終了後、応募条件、応募者の資格の適合性を確認した後、面談等により応募者のお考えをお聞きします。

必要に応じ、建設候補地に係る土地の明細書等の追加書類の提出をお願いすることがあります。また、建設候補地の現地調査も予定しており、建設候補地に立ち入る場合があります。

その後、公正かつ厳正な選定評価（アクセス、地形、周辺環境、インフラ整備状況等）により建設候補地の優先順位を決定し、応募者には直接通知します。優先順位に基づき、順位の高い建設候補地の代表者等から協議を行い、合意のうえ建設用地を決定します。

協議が不成立の場合は、順次、次の建設候補地の代表者等との協議を行いますが、協議が成立した場合は、以降の建設候補地の代表者等との協議は行いませんのでご了承ください。

【選定の流れ】



7. 建設用地の決定

公表し、応募者には直接通知します。

※決定後において、応募申込書その他の提出書類及び面談の内容に虚偽等が判明した場合や、土地の原状が変わり新広域斎場の建設ができない状況となった場合等は、この決定を取り消すことがあります。この場合において、決定の取り消しにより応募者に損害が発生したとしても、山形市、上市市及び山辺町に対する損害賠償その他の請求には一切応じることはできません。また、応募に要した費用、提出された書類をお返すことはできません。

8. 地域振興・活性化策について

新広域斎場の設置地域に対して、地域振興策により地域の環境整備や活性化を支援します。

詳細については、設置地域の方々と協議していく考えです。

※設置地域とは、新広域斎場が所在することとなる地域です。

9. その他

この要項に定めのない事項やご質問等は、各市町窓口までお問い合わせください。